

新旧対照表(品質管理基準)

改定前(令和7年10月版)								改定後(令和8年10月版)									
工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	
1. セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・堰工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	単位水量測定	「レディミキストコンクリート単位水量測定要領（案）」（平成16年3月8日事務連絡）	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/㎡の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15kg/㎡を超え±20kg/㎡の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/㎡以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/㎡以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/㎡以内の値を観測することを行う。 3）配合設計±20kg/㎡の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/㎡以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100㎡/日以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/㎡、40mmの場合は165kg/㎡を基本とする。	1. セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・堰工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	単位水量測定	「レディミキストコンクリート単位水量測定要領（案）」（平成16年3月8日 事務連絡）	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/㎡の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15kg/㎡を超え±20kg/㎡の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/㎡以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/㎡以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/㎡以内の値を観測することを行う。 3）配合設計±20kg/㎡の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/㎡以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100㎡/日以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/㎡、40mmの場合は165kg/㎡を基本とする。		
10. 下層路盤	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧〔4〕-288			・全幅、全区間で実施する。	10. 下層路盤	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧〔4〕-288			・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
								10. 下層路盤	施工	必須	ブルーフローリング	※右記試験方法（2権限）のいずれかを実施する。	または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）」		・全幅、全区間で実施する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の变形量をヒートマップとして記録・管理する。	
14. アスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。	110℃以上	同時	※ただし、混合物の種類によって軟弱しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	14. アスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。	110℃以上、※ただし、混合物の種類によって軟弱しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	同時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）		
								14. アスファルト舗装	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	※右記試験方法（2権限）のいずれかを実施する。	または、「表面変形量測定装置を用いたアスファルト舗装の温度管理要領（案）」		・全幅、全区間で実施する。	アスファルト舗装の表面温度を連続的に計測し、施工範囲全体の表面温度をヒートマップとして記録・管理する。	
17. 路床安定処理工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧〔4〕-288			・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	17. 路床安定処理工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧〔4〕-288			・路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
								17. 路床安定処理工	施工	必須	ブルーフローリング	※右記試験方法（2権限）のいずれかを実施する。	または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）」		・路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の变形量をヒートマップとして記録・管理する。	
18. 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧〔4〕-288			・路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	18. 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧〔4〕-288			・路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
								18. 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須	ブルーフローリング	※右記試験方法（2権限）のいずれかを実施する。	または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）」		・路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の变形量をヒートマップとして記録・管理する。	
27. 道路土工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧〔4〕-288			・路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。ただし、堤道打機工事、仮設用道路維持工事は除く。	27. 道路土工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧〔4〕-288			・路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。ただし、堤道打機工事、仮設用道路維持工事は除く。		
								27. 道路土工	施工	必須	ブルーフローリング	※右記試験方法（2権限）のいずれかを実施する。	または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）」		・全幅、全区間で実施する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の变形量をヒートマップとして記録・管理する。	
29. コンクリートダム	施工	必須	単位水量測定	「レディミキストコンクリート単位水量測定要領（案）」（平成16年3月8日事務連絡）	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/㎡の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15kg/㎡を超え±20kg/㎡の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/㎡以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/㎡以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/㎡以内の値を観測することを行う。 3）配合設計±20kg/㎡の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/㎡以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100㎡/日以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/㎡、40mmの場合は165kg/㎡を基本とする。	29. コンクリートダム	施工	必須	単位水量測定	「レディミキストコンクリート単位水量測定要領（案）」（平成16年3月8日 事務連絡）	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/㎡の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15kg/㎡を超え±20kg/㎡の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/㎡以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/㎡以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/㎡以内の値を観測することを行う。 3）配合設計±20kg/㎡の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/㎡以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100㎡/日以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/㎡、40mmの場合は165kg/㎡を基本とする。		
30. 覆工コンクリート（NAT）	施工	必須	単位水量測定	「レディミキストコンクリート単位水量測定要領（案）」（平成16年3月8日事務連絡）	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/㎡の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15kg/㎡を超え±20kg/㎡の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/㎡以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/㎡以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/㎡以内の値を観測することを行う。 3）配合設計±20kg/㎡の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/㎡以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100㎡/日以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/㎡、40mmの場合は165kg/㎡を基本とする。	30. 覆工コンクリート（NAT）	施工	必須	単位水量測定	「レディミキストコンクリート単位水量測定要領（案）」（平成16年3月8日 事務連絡）	1）測定した単位水量が、配合設計±15kg/㎡の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2）測定した単位水量が、配合設計±15kg/㎡を超え±20kg/㎡の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/㎡以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/㎡以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/㎡以内の値を観測することを行う。 3）配合設計±20kg/㎡の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/㎡以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100㎡/日以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100㎡～150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/㎡、40mmの場合は165kg/㎡を基本とする。		
36. プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材中アスファルト針入度	マージナル安定度試験による再生骨材の圧入度判定方法	20（1/10mm）以上（25℃）	再生混合物製造日ごとに1回、1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回、1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		36. プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材中アスファルト針入度	マージナル安定度試験による再生骨材の圧入度判定方法	20（1/10mm）以上（25℃）	再生混合物製造日ごとに1回、1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回、1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。			
								36. プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材中アスファルトコンクリート再生骨材圧入係数	舗装再生便覧付録-02 アスファルトコンクリート再生骨材の圧入係数の求め方	1.70（MPa/mm）以下（25℃）	再生混合物製造日ごとに1回、1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回、1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。			
								37. 工場制作工（鋼橋用鋼材）	材料	必須	外観・規格	橋梁部会、検査確認					
								37. 工場制作工（鋼橋用鋼材）	材料	必須	機械試験（JIS規格品以外かつミルシート照合不可な主部材）	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ決定する。		
								37. 工場制作工（鋼橋用鋼材）	材料	必須	外観検査（付属部材）	目視及び計測	JISによる	JISによる			

改定前(令和7年10月版)								改定後(令和8年10月版)									
工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	備 考	試験成績表等による確認	工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	備 考	試験成績表等による確認
37 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100μm以下（ただし、切削による場合は50μm以下）		最大表面粗さとは、JIS B 0601（2013）に規定する最大高さ粗さRzとする。		38 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	最大表面粗さ 50μm以下（切削による場合もこれに準ずる）		最大表面粗さとは、JIS B 0601（2013）に規定する最大高さ粗さRzとする。	
37 ガス切断工	施工	必須	ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。		38 ガス切断工	施工	必須	ノッチ	・目視 ・計測	ノッチがあつてはならない			
38 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	39 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
38 溶接工	施工	必須	歪曲げ試験（19mm未満歪曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	39 溶接工	施工	必須	歪曲げ試験（19mm未満歪曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
38 溶接工	施工	必須	衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験試験片の個数：各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	39 溶接工	施工	必須	衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	
38 溶接工	施工	必須	マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	39 溶接工	施工	必須	マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
38 溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.6外部きず検査 20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 ・（非破壊試験を行う者の資格） ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種目に対応したJIS Z 2305（非破壊試験一技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	39 溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材・鋼上部構造編17.8.6外部きず検査 17.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 ・（非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
38 溶接工	施工	必須	マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の形状：試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	39 溶接工	施工	必須	マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の形状：試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
38 溶接工	施工	必須	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。 ・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解 20.8.6及び表-解 20.8.7に各継手の強度等級を満たす寸法の内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解 20.8.6及び表-解 20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。 ・（非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	39 溶接工	施工	必須	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材・鋼上部構造編 表-解 17.8.6及び表-解 17.8.7に各継手の強度等級を満たす寸法の内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解 17.8.6及び表-解 17.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材・鋼上部構造編16.3.2継手の強度等級に示されている。 ・（非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○		
38 溶接工	施工	必須	外観形状検査（アンダーカット）	・目視及びノブス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.6外部きず検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は合格実施する。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解 20.8.4及び表-解 20.8.5に各継手の強度等級を満たす寸法のアンダーカットの許容値が示されている。表-解 20.8.4及び表-解 20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。		39 溶接工	施工	必須	外観形状検査（アンダーカット）	・目視及びノブス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材・鋼上部構造編 17.8.6外部きず検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は合格実施する。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材・鋼上部構造編 表-解 17.8.4及び表-解 17.8.5に各継手の強度等級を満たす寸法のアンダーカットの許容値が示されている。表-解 17.8.4及び表-解 17.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材・鋼上部構造編16.3.2継手の強度等級に示されている。	